

# 建設水道常任委員会

平成23年6月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎紀 良治	○吉野 俊明	中川 靖広
小野 隆雄	木澤 正男	木田 守彦
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	上 埜 幸弘	下 水 道 課 長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	井戸西 豊		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、中川委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、改選後初の委員会ですので、各部長さんから係長以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

まず初めに、都市建設部からお願いします。 藤川都市建設部長。

（ 都市建設部職員紹介 ）

委員長

続きまして、上下水道部お願いします。 谷口上下水道部長。

（ 上下水道部職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時03分 休憩 ）

（ 午前9時06分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉野委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員に

はよろしくお願いたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、（１）議案第１９号 斑鳩町建築協定に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長 それでは、議案第１９号 斑鳩町建築協定に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

都市整備  
課長 それでは、末尾に添付しております「斑鳩町建築協定に関する条例の一部を改正する条例」の要旨をご覧いただきたいと思ひます。

本条例は、建築基準法第６９条に規定がございます建築協定に関し、必要な事項を定めたものでございます。

本条例の第３条におきまして、建築協定をすることができる区域を定められておりますが、先月の５月１０日に、県におきまして、かねてより進められておりました線引き及び用途地域の定期見直しに係る都市計画の決定告示がなされ、このことによりまして、本町におきまして、用途地域の見直しを行いまして、新たに第２種住居地域の指定がなされることとなりました。

この第２種住居地域は、住居系の用途地域でありますので、建築協定を定めることができる区域とすることが適切であると考えられますことから、第３条関係の建築協定をすることができる区域となる用途地域に、第２種住居地域を加えるよう、改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、付則におきまして、公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第１９号 斑鳩町建築協定に関する条例の一部を改正する条

例につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 今回、県の都市計画用途地域の決定に沿ってですね、条例、文言整理等改正されるということですが、この第2種居住地域に新たに加わるところというのは、実際には町内のどこの部分になるのでしょうか。

都市整備課長 変更される場所ということでございますけども、龍田西5丁目及び西8丁目地内でございまして、変更前には第2種中高層住居専用地域と、第1種住居地域であったところを、変更したものでございまして、昨年末にオープンいたしました、イオンのショッピングセンターを一部国道から西側の約3.6haの区域でございます。

木澤委員 すいません、今回この第2種地域、新たに加わった理由というのはどうということなんですか。

都市整備課長 実はですね、旧のマスタープランにおきましてですね、当該地域は魅力ある近隣商業地域の計画的な集積誘導を努めるということで、位置付けを受けまして、既存の商業集積地域という特性を生かし、多様化する消費者ニーズに対応した利便性が高く魅力ある商業の形成を誘導するため、周辺の住環境との調和を図れる範囲ということで、その用途地域として第2種住居地域に変更したということでございます。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今、課長が説明をさせていただきましたように、第2種住居地域への変更はそういう今、説明をさせていただいたとおりでございまして、それを

なぜここに入れるかというところでございますけども、この建築協定と申しますのは、住居の環境あるいは商業地域の環境の改善を目的としておりまして、もともと先ほど説明させていただいたように、中高層住居専用地域と第1種住居地域があったところを2種に変わったと。もともと中高層と第1種住居地域ということで、この建築協定にかかわっていた地域やっただんですが、そこが名前が変わった、その場所が変わったわけではなしに、もともと第1種住居地域、あるいは第1種中高層住居地域であったところは、すでに建築協定に関わっていたんですね。その部分が第2種住居に名前が変わりましたんで、目的である住居地域の環境の整備ということで、そこも当然、地域が抜けるわけではありませんので、そのまま入っていると。わかりにくいですかね。すいません。

木澤委員 私ちょっと勉強不足なところもありまして、もともとの第1種住居地域とこの第2種住居地域の違いといたしますか、そこもちょっと説明お願いできますか。

都市整備課長 主なものとしまして、大きなものとしてましては、第1種中高層住居専用地域の場合ですと、店舗の関係が大きく変わるものでございまして、第1種中高層住居専用地域の場合には500㎡までの店舗しか立地できないというような形になっておりまして。そしてもうひとつの第1種住居地域につきましては、3,000平米までの店舗が立地することができるということになっておりまして、今回新たに指定をいたしました第1種住居地域については、1万平米までの店舗いわゆる、今、面積申しあげましたけども、全て床面積が1万平米以下という形で、そういうものが立地できるということで、店舗等に関してはいささか緩和した用途地域となっております。

木澤委員 そうしますと、新たに出店されたイオンですね、あそこの床面積というんですか、いくらになるんですか。

都市整備課長 新たに出店されたイオンですけれども、約3,300平米ということで、前の第1種住居地域ではちょっと難しいと。

木澤委員 だいたい経緯としてはわかりました。特に異議はないんですけども、できましたらですね、こうした地域にあらたに居住地が加わりますよとかいう場合は、図面なんかもつけていただいて、どこやというのがわかるような形でね、お示しただけならよかったかなと思っています。またできましたら、資料を提出いただきたいと思いますと思うんですけども。

都市整備課長 昨年から線引きの見直し、及び用途地域の見直し、定期見直しにかかりましてですね、一応その場所的な部分につきましての、図面を当委員会の方に出させていただきますと考えると考えております。

木澤委員 確かに予定している地域ということで出していただいていたかなと思うんですけど。また決定なって、実際に条例改正の係わってくる部分で、ということだと、やはり条例の審査をするのに出していただくほうが、より内容もわかって審査ができるかなと思うんですけども。その辺のところについては。

委員長 今、木澤委員のほうからこの審査に伴う図面の提出をということで、お話しありましたけど、そのへん、部長どんなもんでしょう。

藤川都市建設部長。

都市建設部長 特に資料を提出させていただけないということではございませんので、また改めてその部分の図面を提出させていただくということで、よろしいのでしょうか。本会議最終日までに提出させていただきます。

委員長 よろしいですか、それで。他はございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第19号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第20号 斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、議案第20号 斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

都市整備  
課長

それでは、末尾に添付しております斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の要旨をご覧くださいと思います。

本条例は、町内におけるパチンコ店等及びゲームセンターの建築等に関し、必要な規制について定めたものでございます。本条例の第4条におきまして、パチンコ店等の建築等を禁止する区域を定めております。

先程の建築協定に関する条例の一部を改正する条例の説明のなかでも、ご説明を申しあげまじけれども、線引き及び用途地域の定期見直しにより、本町におきましては、用途地域の見直しを行いまして、新たに第2種住居地域の指定がなされることとなりました。

この第2種住居地域は、住居系の用途地域でありますので、パチンコ店

等の建築等の規制することが適切であると考えられますことから、条例第4条第2号のパチンコ店等の建築等を規制する用途地域に、第2種住居地域を加えるよう、改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、付則におきまして、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第20号 斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 先ほど私、議案第21号と申しましたが、20号の間違いですので、訂正をお願いします。

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議はございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第21号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 川端建設課長。

建設課長 それでは、議案第21号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。初めに議案書を朗読させていただきます。



( 議案書朗読 )

建設課長 最終ページをご覧いただきたいと思います。要旨に基づきご説明申し上げます。

( 要旨朗読 )

建設課長 まず、背景及び必要性であります。公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等については、殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恐喝等、様々な問題が全国的に発生している状況となっており、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩を確保できないものとなっております。

このことから、公営住宅における暴力団排除については、「公営住宅における暴力団排除について」の通達において、入居決定、既存入居者である暴力団員に対する措置等の基本方針が示されたところであり、これに基づき全国的にも、公営住宅における暴力団排除するための措置等が進められている状況となっており、また、奈良県においても、県営住宅を始め各市町村公営住宅における暴力団員排除措置の整備が進みつつある状況となっております。

町営住宅の入居に当たっては、社会経済情勢の変化により、真に住宅に困窮する者が増加する状況となっていることが予想され、暴力団員を公営住宅に入居させることに対する疑問が生じることが考えられ、公営住宅の制度そのものに対する住民の信頼を揺るがすばかりでなく、公営住宅法に基づいて低廉な家賃で供給された町営住宅において、不当な利益を受け、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることから、条例に暴力団員の排除規定を設けることといたします。

条例の中に次の要件を追加をすることで改正させていただきます。

まず、(1) 入居者の資格です。第6条に次の一号を加え、(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことという文言を追加します。

また、第14条関係、これは同居の承認の制限であります。第14条に次の一項を加えます。2 町長は、町営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならないという文言を追加しております。

3番目ですけれど、第15条関係です。入居の承継の制限をつけております。第15条に次の一項を加えます。2 町長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居する者が暴力団員であるときは同居の承認をしてはならないということで、加えます。

次に、第44条関係です。町営住宅の明渡しを請求することができる事由ですけれど、その文言を加えております。そのなかで6として、町長は入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき、町営住宅の明渡し請求ができるということをつけ加えております。

次に、第44条の2ということで新しい条項を1条加えます。意見の聴取ということで、その文言を入れます。第44条の2 町長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者が暴力団員であるかどうかについて、西和警察署長の意見を聴くものとする。(1)として、入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族。(2)として、第14条第1項の町長の承認を受けて入居者が同居させようとする者。(3)として、第15条第1項の町長の承認を受けて引き続き町営住宅に居住しようとする者及びその者と現に同居している者については、意見が必要な場合は、西和警察署長の意見を聴くようになっております。

また、2項として、町長は、特に必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、西和警察署長の意見を聴くことができる。

3項として、西和警察署長は、必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、町長に対して意見を述べることができるということで、この条項を追加させていただきます。

以上の条項について追加改正を行うものです。

なお、今後、町が西和警察に対しての意見聴取等々について、適正的確に行うため、相互の緊密な連携協力及び個人情報等の適正な取扱いなど必要な事項について、西和警察署長と町営住宅からの暴力団員排除に関する協定書を締結し、今後、運用していきたいと考えているところです。

ご審査のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 第44条の2で、奈良県西和警察署長の意見を聞くものとするという文言があるんですが、この西和警察署管内の、例えば斑鳩町、安堵町、平群町、三郷町、王寺、河合、上牧、そこらに住居をおいておられる、そういう指定暴力団の方の登録は西和警察署であると思うんですが、その他の地域から応募される場合にはどのようにされるのでしょうか。

建設課長 この協定書によります件については、まず西和警察署長に照会をかけます。その後、西和警察署が奈良県警本部の方へ必ず照会をかけるという形になってますんで、県全体を網羅した回答という形になっています。

中川委員 それはそれで理解できました。町営住宅の募集をかける時に、この条例を制定した時に、申し込みの手続き、どのような変更が生じるのか。

建設課長 特に内容の変更はないですけど、一応この募集要綱にこの条例の文言の、暴力団でないことを表明させてもらいます。それから今後、暴力団でないことの誓約書は追加されるというような形になります。

中川委員 募集かける都度、やっぱり西和警察署に問合せをするのでしょうか。それとも疑わしき人である場合なのでしょうか。どこまで確認しはるのかな。

建設課長 条例では、必要である場合は照会をかけるとなっておりますねんけども、一応先進地はじめ、奈良県については、一応全員に照会をかけるような形

を今現在はとっているということです。

木澤委員 今の中川委員の質問の関連ですけども、抽選した後に入居するということが決まった段階で確認をとっていくのですかね、応募者全員はそんな確認なかなか難しいですね、どの段階で。

都市建設  
部長 今おっしゃっていただきましたように、一応この募集をする時にですね、照会をかけるかどうかというところなんですけど、今現在ですね、県が、県の住宅も含めましてですね、今の状況から申しますと、新規入居の時に照会をかけられているのは、県営住宅のみということで聞いております。基本的には、やはりここに書いておりますように、必要と認める場合というところですので、線引きははっきりしないですけども、そういった疑わしきという部分につきましては、照会をさせていただきます。だから、必ず全数を照会するということでは今考えていないということでございます。

中川委員 さっきの課長の答弁と変わってますねんけど。その部長のいう疑わしき人、そんなん見た目でね、いかつくやんちゃに見える人でも、まじめで気の弱い人もいますし、おとなしいサラリーマンに見えるけど、そういう暴力団員組織の人もおられるし、そこらそんなん目で判断できまんの。

都市建設  
部長 今、委員ご指摘されておりますように、見た目での判断はもちろん、当然できません。その時点ですね、書類等で申し込みに来られましてですね、そこで見た目で判断することは当然ないわけですけども、入居の決定に至るまでにですね、そういった情報等がもしあった場合は確認をさせていただきたいというふうにしているところでございます。

中川委員 条例を設定するねんからね、きちんとした手続きというのは、調査毎回しやな、条例がある以上、そういう情報が入ってきたから問合せしましてんとか、そんなものでいいんでしょうか。

都市建設  
部長 確かに今、委員がおっしゃっていただいておりますように、この条例につきましては、暴力団を公営住宅から排除するというのが目的でございます。先ほど申しましたように、現在今のところは県営住宅のみそういう手続きをされているということですが、そういったことを十分に考慮いたしまして、今委員おっしゃっていただいておりますように、この条例の目的が十分達成できるようにですね、新しく応募された方のチェックにつきましても、前向きに考えていきたいと思っております。そういう形で今目的が達成されるようにですね、他の市町村、及び県の情報等も十分に収集いたしまして、検討してまいりたいと思っております。

委員長 小野委員。

小野委員 今のやりとり聞いててね、課長のいつっていう時期、それから部長の時期、ちょっと中川委員が言ってるようにちぐはぐだと思います。この条例の読み方としてね、必要があると認めるときということですから、木澤委員の心配しているのが、応募してくる全員の人を調べられるということも、やはり気持ちのいいものではないし、だから、抽選に当たった方、その方だけで意見を聞くと、それとそういう形でいいんじゃないかなと、県がそのようにやっておられるということも調べられたらいいと思っております。それとね、先ほど中川委員が言っていましたけども、暴力団員、こんなんどのように登録してあるのか知らないんですけどね、警察が登録しているということですね。例えば同姓同名の人がね、関係ないのに、よく新聞でも同姓同名の人が捕まったりね、暴力団員に間違えられてどうのこうのということもありますしね、それとか、これも私は現実には知らないんですがね。やはりその組事務所なんか名前あげるときに、やはり偽名を使っている場合があるんですね。それが本名できた場合に、ものすごい調べてもらっても難しい問題があると思うんですよ。だからそれらについてどのような手当てができるのかなという、実際これ条例制定して、だけどそういうあれをかいくぐってね、入居された場合、後でわかった場合、その後の言動とかね、それらについて町としてはね、どのようなことができるのかなと

心配なんですよ。だから当然それらについてもいろいろ想定をされているんだと思いますけども、今考えられる範囲でね、お答え願いたいなどそのように思います。

建設課長 ただいまのご質問ですねんけど、警察の照会に関しての内容につきましては、今現在警察と協議しているのは、名前、生年月日、性別、その3項目だけという形で今は協議をしているところです。で、既入居者、言わば入居後に対しての状況ですねんけど、これも奈良県下ですねんけれども、蓋然性、可能性が認められる場合、そういう情報等が入れば照会をかけて、進めていくという形になっております。

小野委員 初日の総括質疑の同僚議員が質問したとおりなんですけどね、今課長も、現在入居されている方、触れていただきましたけどね、その入居した時点ではね、別にそういうところから誘っていかそういうグループに入っていない面がいろいろな状況でやはり暴力団員の構成員になっていったり、同じような扱いをしていくものも出てくるもんなんです。だけど、そしてそれがはっきりとわかったときに、今度この条例を楯にどのように退去してもらえるのか。やっぱり居住権との問題もあると思うんです。だけど条例違反ですということ、即、退去命令ができるのかね、それらのところはどのように考えてるんですか。

建設課長 入居者、現在の入居された後に、条例制定後、入居されて、一応、その後において暴力団に、構成員になられるという場合につきましては、一応、明渡請求とすることができるようになっておりますんで、そういう内容で西和警察と協議を進めまして、その警察とともにそういう明渡についての請求を進めていくという形になると思われまして、それで既入居者がもともと何年か入っておられて、そういったことになられた場合につきましては、また対応は変わりますねんけど、そういう自主退去を促していく、家賃等を最高額といいますか、かけていくという形での促す形になるということでございます。

小野委員 今、総括質疑された議員と同じ意見なんですけどね、私も。この条例についてはなんら反対するとかね、そんなもんするものじゃないとか、そういう意見じゃないんですよ。だけどこの条例をして、きちっとその条例に基づいたね、取り扱いをしてもらわなければ、やはり住民のための条例改正ですので、しっかりとやってもらいたいなど。今課長の言ってるように、既得権者っていったら語弊があるかもわからないけども、今入居されている方がそういう状態になった時に、請求できるっていう感じだけやと思うんですが、同じような扱いができるようなことにしていってほしいなどと、そしてせつかく条例が制定されるんですから、申し訳ないけど、今の入居者、人権すれすれのことになるかもわかりませんが、洗い直しもやっていただいて、そのように思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私もこの条例を改正することについて、別に反対でもないんですけども。やっぱり今の答弁を聞いててね、あいまいな部分が多かったんで確認だけしておきたいんですけど。例えばこういう人が暴力団員ですよとか、いうことを規定するとかね、この上位法にあたるようなものというのは、きちっと定められているかなと思うんですけども。

副町長 暴力団というのは、そういう上位法の規定でありますけども、これは警察のほうで、指定暴力団ございますわね、何々組、何々組、警察が全国で指定する指定暴力団の組事務所がありますわね。そこの組員、もしくは準構成員などは警察は掴んでおる部分でございますので。今現在、町は、警察が把握している暴力団員というのは、その構成員の数をもって暴力団員と人数を発表しておるわけです。ですから、ここでいう警察に照会した時に、向こうは照会可能な方というのは、そこの構成員ないしは準構成員になってこようかとこのように考えておきまして、それ以上のこと町で、例えばこういうことをされる人は暴力団、ということ町でこれを規定する

のは不可能な問題だと考えておりますんで。

木澤委員 町で規定するとかそういうことではなしに、いつ確認を取るのかとかね、そういうところがもうちょっときちっと線が、これから整理されていくとかいうことですが、上位法でどういうふうに対応をされているのかとか、その点もきちっと確認をされた上で、なかなか事前判断も難しいと、で入居後の対応として難しいところがある中でね、その辺のところはもうちょっと整理をして、今だからね、反対はしませんけども、もうちょっとやっぱり執行部の態勢で対応していこうと思うと、上位法との関係等も明確にしておく必要があるかなと思ったんですね。

副町長 今、上位法、上位法と言っておられますけども、これについては町の条例ですものがございます。例えば国のほうで暴対の防止条例というのがございますけども、それとは別個に例えば町営住宅については暴力団員は排除いたしますという条例がございます。その上位法と言われてますけども、そしたらその暴力団員の確認について、新規の方については、先ほど藤川部長と川端課長が答弁させていただいて、またいろいろ委員さんからもご意見がございました。これを踏まえまして、当初抽選ありますけども、やはりすべてにやったら非常に、人権のこともあるから、当選者の方には、これはすべてやっていくと。それと入居者につまましてできたら全部と言われましたけども、これは今100何戸入っておられます。それについてはちょっと検討させてほしいんですけども、これにつまましては、蓋然性がある方について照会することもできますし、あと入居後に例えば暴力団と判明した場合、これにつまましては、44条できっちり明渡請求権が認められておりますので、これに基づきまして裁判を起こしていくということになってこようかと思えます。

中川委員 先ほど、副町長の答弁で準構成員という名称が出ましたけども、この条例では暴力団員というふうに書いてますねんけどもね。だから西和警察署で組員という登録はされていないけど、先ほど言いはったように準構成員、



その組に出入りして組員の下で動いている準構成員、そういう人。せやから暴力団員と準構成員という文言を入れなくてもいいのかな。

副町長 それはもう入れなくて、暴力団員になったら、その組に入っている組員もしくは準構成員となってまいりますんで。警察の登録をやっている人は。そう聞いております。

委員長 小野委員。

小野委員 先ほどの答弁私も聞いていて、入居者の調査、条例が制定された段階でやはりそれをしてもらいたいということ。その中で蓋然的にいる人だけをチョイスするという考え方はね、それこそ人権問題なんです。だから入居者全員にはこんな条例ができました、だから全員調べますよと。これが人権を侵さないというかね、その中のなぜ蓋然性におかしいと思う人を調査しましたという、それこそね、人権問題です。だからそこらは慎重にやってもらいたい。それとね、先ほど組事務所に構成員として、準構成員という名前もあるみたいなんです、それで西和署が今登録している、現暴力団関係者ですね、私はね、一番ね、事件なんかでもよくおこしている中でね、元暴力団っていう、だからいろんな事情で組を抜けている人間、以前にそこへ参加していた人間、それらの資料としてはね、西和署はね、しっかり持っているのかどうか。それもやはり、元暴力団でも、条例では暴力団員、先ほど中川委員が準構成員も入れなあかんの違うかと、暴力団員として捉まえていますけどね、そこまでの更生されてね、立派な行いをされている元暴力団員もおられます。だからそれをひとくくりにしたら、それこそ人権問題になってくるか、わからへんしね、だけど、新聞紙上でも、事件を起こしているのは元暴力団員、暴力団員の私はそこへ入ったことないけど、そのシステムっていうんですか、やはり何か事件を起こすときにやはり組に迷惑をかけへんということで、脱退している者もおるし、破門を受けている者もおると思うんでね。だけどそれらも、やはりその人らも、今は現役の暴力団員ではないけど、暴力団員との付き合いもあるし、やは

り公営住宅に入ってもらうのには、不適當ではないかなと私は思いますけどね。そこまでの調査は無理だということなんか、まあできるだけそこらまで突っ込んだ話をやってみたいということなのか、そこらについて。

町 長

今、小野委員も中川委員もおっしゃってますように、西和署管内という関係等もございますけども、それはもう、暴追法の事務所、奈良県警が必ず持っております。毎年私ども3月に、暴力団追放集会をしています、必ず今、組員がどうかという情勢は報告もされます。これはもう当然、西和警察から問い合わせをすりゃそうですから。小野委員さんがおっしゃるように、私どもも、入居者全員ですね、そういうことも決定をしてですね、やっていくことによって、そういうようなことが発生しないような状況、環境づくりということも大事だと思います。何も疑わしからというよりも、やっぱり人権の問題もありますから。なんでも一緒にうちのいきいきの里でもあそこに入れ墨はあかんと、警察に言ったら、そんなん貼らんといてくれというのと一緒であってね、やっぱりそういう点については、いろんな人権の問題がありますから、今おっしゃっていただくような、そういう暴力団の関係等について、周知徹底をするということで、入居者全員にそういう呼びかけをしてですね、点検をしていきたいと思っています。

委員長

これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議はございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第21号については、当委員会としては満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)陳情第3号 ガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情書についてを議題といたします。

はじめに、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは陳情文書表を朗読させていただきます。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務  
局長

まず要旨でございますけれども、現在ガイド活動（ガイド及び役員会・定例会を含む）に伴い課されている駐車料金を観光協会による適切な管理のもとで免除していただきたい。これが主な陳情の要旨でございます。以下、朗読につきましては省略させていただきます。

委員長

この陳情書でございます、ガイド活動に伴う駐車料金の件につきましては、過去の建設水道常任委員会において、理事者より報告され、委員会において議論がされた経緯もございましたが、委員のメンバーも替わっておりますので、現在の駐車料金に至った経過と、また、この陳情書と同じ内容のものが町長に提出され、町から既に回答がされておりますので、その回答内容を併せて、理事者から説明をいただきたいと思えます。

清水観光産業課長。

観光産業  
課長

それでは、この陳情書について、当委員会において審議していただきました経緯説明をさせていただきます。

平成19年6月当委員会においてiセンター利用者の駐車料金について、整理するなどのご指摘を受けました。それを受けて、平成19年11月の委員会にて、観光自動車駐車場の使用料減免措置につきまして、現行の減免措置の整理を行う考えを示し、現行では、iセンターの利用者、町内各種団体が研修会等で乗って来られた車、また、観光ボランティアの方は無料としておりましたが、今後は、最小限の負担をしていただく旨の報告をさせていただきました。

そして次の12月委員会で、平成20年度からiセンター利用者は1000円、各種団体が研修等で車を駐車された方は600円、観光ボランティアの方は2区画あるいは3区画占用するということで、月1台につき1、

000円ということを示させていただきました。

ただ、観光ボランティアの方の取り扱いについては、さまざまなご意見をちょうだいいたしまして、今後観光協会とボランティアの方とで協議するということになりました。その後、協議した結果、月1台1,000円の占用ではなく、日1台100円をいただくということになりました。

なお、22年度より、各種団体が駐車された場合は600円から100円に減免する内規変更をいたしました。以上が駐車料金変更の経緯でございます。

それと、委員皆様に資料として配布させていただいておりますが、町宛にも陳情書も出ておりました。その中で回答を観光ボランティア協会の会長様にさせていただきました内容が、4月19日に出させていただきました。その内容といたしましては、前の12月委員会で申し上げましたとおり、最小限の負担をしていただくということで、その中で、あくまでも観光駐車場は、観光自動車駐車場でございますので、iセンター利用者の方等も100円をとりますということで、どうしても、駐車される方は100円をいただくと。しかし、その代替としては、当然、役場の東側駐車場が空いております。iセンターまで600mほどの距離でございます。そこにとめていただいたらという回答をさせていただいております。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑、また、本陳情に対するご意見をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 私、4年間お留守してましたので、今の委員長、陳情書の取り扱いのことで、この陳情書について、常任委員会で議論したというのは、これ受理されたのは3月14日ですから、前3月議会で一応、審議されたんですか。その点はどうなんですか。

委員長 清水課長のほうから申しました建設で審議したのは、駐車料金がただのをいただくというような話のときの審議の内容です。

小野委員

でないよね、この陳情書は、新たに改選後、議会運営委員会にかかって、それで今本会議で付託されて、今審議していると思うんですね。この扱いについてもね、私も議会運営委員会におりながら、今ごろ言うのはおかしいんですけど、本来ならば、任期満了の前の3月議会に提出されて、その議会が何も触っていないということは、審議未了でね新たに出してもらわんなあかん物件なんですよ。だけど、それらについて、私も昨日、気がついただけなんですよ。けども議運でも、私もメンバーですから、そのときに何も気がつかなかったということなんです。それで本来は、新たに出してもらって、それで議運にかけて、というのが正式な形なんです。今の、このような扱いをしているということが前例になっては、やっぱり議会としては困りますので、その点だけ一応、意見を言う前に話しておきます。議会運営としては間違ってます。だから、そのことは、議会事務局長も、議会運営の委員長も、議長も、しっかりと認識してもらわなにかんと思います。

それで、いろいろなケースで、これは陳情書ですので、そのときに付託していないし、審議していないし、配布もしていないということは、審議未了で、そのときの陳情者に返すと、その手続きをしておく、それで新たにまた出してもらうというのが正式なやり方ですね。

それとね、これも、この陳情者の趣旨もよくわかるんですけどもね、つけていただいた4月19日の町長のほうから回答書も出しておられます。そのなかで、ざっくりこの回答でしてくださいやと、この回答に対して不満があるからということで、やっぱり議会としての意見を出してくれということで新たに、その意味でも新たにね、4月19日以後に出していただいたらよかったと思います。今、こういう議論していく中で、どうしても町長、執行部からこういう回答をされているというのがベースになってくるのかなと思います。実は私はもう4年間留守していたので、19年から以降のことについては全く知らなかったといっちはおかしいんですけどもね、そういう具合に減免措置をしたのが、最小限の使用料をお願いいたしましたと、それらについても今ちょっと課長も触れてくれましたの

でね。そうしたら、なぜね、その最小限の、財政的にどうのこうのというのであったら、100円、何か今まで減免していた、iセンターに行く人がということで、どう言うたらいいんですかね、良心的にしておられてない方がおられたから、こういう減免措置の見直しというのですか、最小限の使用料をお願いしようと、まあ、ゴミ袋の有料化もそうなんでね。減量させるために、有料化していこうということでいろいろ議論さしてもらって、ああいう形になったのであって。そういう、ちょっと、どういうんですか、それらを悪用して、あそこに置いといて、よそへ行ってたと、そういう目に余るようなことがあったから、こういうことされたのか、この19年からいろいろ議論されていたなかで、なぜそういうように指摘をしたのか、もう少し詳細に説明してもらいたいなと思います。

町 長

今、小野議員のご指摘のように、この関係等については、iセンターの2階の会議室がございます。そういう点から、会議室も使用されて、午前9時から昼まで3000円ですか、そういうことを考えますと、駐車料金がかかるということですから、せめて100円ぐらいはその方々にも納めていただくということからですね、そうしたら100円をいただくんでしたら、観光ボランティアの関係の方々にも、やっぱりそういう点については、やっぱりそういう形でしていただきたい。それと併せて、一番問題はですね、町営駐車場の中で、観光ボランティアとして来られてですよ、そのまま奈良へバスで行ってしまうという方もおられますから。ある程度、ここにもあるように、ここに来るのにバスに乗ってこられる方もおられるわけですから、そういういろんなことも考えたら、ボランティアの趣旨から言って、私は何も別に、町営駐車場を使用するのにただということよりも、やっぱり町民の方々でも、お客さんが来られてここに停められたら、やっぱり利用料600円、今は500円ですけれども、やっぱり料金は取られるわけですから、そこらのことを考えますと、最低限100円はしていこうということで、そういう形で。まず最初の出発は、iセンターの2階の会議室を使用される方々の車については100円をいただくということから、そうしたら、観光ボランティアについても、そういう点について

は100円徴収するということから始まったわけです。

小野委員　そしたら、あそこiセンターですね、案内所なんですね。だから他のほうから来られた方も、その案内所に尋ねに行く、その人らも路上へ駐車するわけにいかんから、その方達の減免はどのようになっているんですか。

町長　その関係については、ちょっと言い忘れてましたけれども、その方は、たとえ10分か5分かという関係については無料ということで、iセンターでちょっと聞きたいということについては、その受付のところでおっしゃっていたただいたら無料ということだけ確認をしたということです。

小野委員　そういうことは、シルバーに委託しているんですかね、違うんですか、職員ですか。そういう方にiセンターで、例えば「ちょっと案内を聞くねん」ということだったら、そこに止めてください、無料ですと。それからiセンターで、会議室を借りたりして何時間か滞在するという人には100円いただいている、そういうのが現在の形。何分にも留守をしていたから、えらい長なって悪いんですけどもね。けどね、この陳情書にも書いてありますけどね、「斑鳩町観光協会所属 斑鳩の里観光ボランティアの会」という会なんですね。だから、観光協会に所属されているということは、その方たちは、あくまでも観光協会から要請があつて、観光ボランティアに来られた方、それで、観光の方はiセンターへ行って、観光ボランティアさん居ていませんかと聞くと思うんです。私らも行った場合には、そういうとこへ聞いて、待ってたら来てもらって、無料でいろんな、彦根城なんかでもいろいろ案内してもらってありがたかったということもあるんですけども。だから、その方たちの通勤というか、しかもボランティアで来られている。その方も、やはり、観光の、町長がおっしゃっているのはちょっと理解しにくかった、観光ボランティアの方があこへ止めてどこかへ行かれたとか、ああいうような表現もあったように思うんねんけど。その観光ボランティアの要請があつて来られた人は、そこで法隆寺を観光されて、そして、そのまま帰られると思うんです。時間的には、ちょっと

時間、案内を聞きに来てる観光客とは長くなると思うんですけどもね。だから、そこに所属されている人だから区別はできると思うんですね。だから、その方もやっぱり同じように100円に減免するというのは、ちょっと、どう言うんですか、せっかくの観光協会所属という、そこへ登録しておられる方も、同じように、そして、悪く使うというんですか、そこへ停めて、よそへ行ってしまう人を、同じような見方をしてしまっているんじゃないかなという心配もあるんです。それと、それらの区別をまだつけにくいということ、一応、町としては、この町の東側の駐車場を使ってくださいという回答をしておられます。このことについては、どちらかはっきりしておくほうがいいのかなとか思っているんですがね。これは、観光協会の方々の利便性とか、きちっとしたあそこに停めてもらって、無料でやってもらえるという形もとれるような、システムとまではいかないけど、そういうしていくべきかなと思うんですね。だから、意見としてどうするというのは、まだまだ、議論させてもらってもいいのかなと思うんですが、委員の皆さんの意見を聞いてもらいたいと、そのように思います。

委員長 中川委員。

中川委員 確認させていただきたいんですが。町のほうの回答で、役場東側の駐車場を使っただけならというような、課長の答弁でしたけれど、これはまあ無料でということで認識させていただいたらいいのかということが1点と、観光協会の職員さんは車はどのようにされているのですか。

観光産業課長 まず1点目の役場の東側の駐車場、これは無料ということです。それと、観光協会の職員は、役場の職員と同じですけども、月3千円を払っております。

中川委員 観光協会の職員さんは月3千円、それは駐車場はどちらのほうに。

観光産業 観光シーズンなどで車で満車というときには、旧の富郷、農協のところ



課長 にちょっと置かせてもらっていますが、普段は、iセンターと便所の間のところに、ほぼ単車で来られていますけれども。

木澤委員 そもそもなんで有料化されたのかというのは、町長が説明されたんですけども。多目的ホールですね、2階の。ここを利用するのに停めるから100円とるというのも、ちょっと合点がいかないかなと。他の公共施設、公民館とか、いかるがホールはまた別かもしれませんが、そういった町の施設を、iセンターは県ですけども、利用するのに、駐車場はすべて無料になっているけども、観光駐車場やからということで、減免ということで、通常の料金ではないにしても100円とると。そこで100円とることにしたから、それに調整するかのように、観光ボランティアさんも100円とるという理屈も、僕はちょっとおかしいんところがうかなと思うんですけども。

観光ボランティアさんの位置付けっていうのは、町としてどういうふう  
にされているんでしょうかね。

町長 これは、観光協会の事務局長が、最初に、英語の関係で法隆寺をご案内する「アイセス」というのを作られて、それが観光ボランティアというものをつくられて、ちょうど10年目ということです。この観光ボランティアを作った当初は、やっぱり、皆さん方にこれから法隆寺をご案内いただくというなかで、やっぱり町観光協会からはなんぼか補助をボランティア協会にしています。そういうことを考えたら、これだけ、ボランティアというのは、私はやっぱり、奈良市でも明日香でも見てきますと、そういう点では、皆さん、自主的に努力をされているんです。だから私のほうから、結局、斑鳩町よりも、ここにも書いておりますように、他町のほうからたくさん来られているんです。こういう方々が車で来るから、あそこへ停めなあかんと。そうじゃなしに、私はやはり、こういう点についても、ボランティアですから、そういうことも考えていかんな、ただ、町営駐車場だからそこへ置いたらいいと、いうことには私はならない。私は絶えず、職員にしても、結局1月3千円ということに決めさせていただいて、職員も

すべて町の借りているところに預けてますようにね。そりゃやっぱり、かなりの金額になっていきますようにね。そういうことをしていかなかったら、何が問題かと言うと、この役場の前でもですね、結局、バスに乗っていかはるのに、そこに置いておいて、乗っていかはる人もいる。それを職員がいちいちチェックして、その時間がとても無理なんです。だから、言うたら観光ボランティアの方々も、結局、自分がそういう形で停めていくいうんだったらよろしいけども、結局、町営駐車場だったら広いですから、そこへもう観光ボランティア言うてもろたら、もうそれでよろしいねと言うて、そのままバスでどっかへいかれる方もやっぱりあったわけです。そういうこともやっぱり考えたら、最低限の負担はですね、100円については負担をしていくということで、観光協会、局長はじめ全部で議論したら、100円もらわないと、受付の方も大変なことですからということですね、今やっていますように、当然私は、そういうことについては、ボランティアはボランティアとしても、やっぱりそういうことについて努力をいただかなかったら、町としても、かなりの予算を出しているわけですから、観光協会に。そういう点からしたら大変なことですから、ちょっとでも収益を上げることが何よりの方法でございますので、そういう努力をすることによって、また、お互いにそういう認識をもってやることによって、またあれですけども。今また、カフェテラスというのを、浄化槽を埋めたコンクリのところにですね、もう間もなく入札をしてですね、今年中にカフェテラスを設置するということになれば連絡をしていますのでね、そういう点も踏まえたら、駐車場の関係もちよっとは減ってくると思いますし。これからの駐車場の運営等については、非常に厳しい情勢でございますから、そういう点については、やっぱり努力していきたいと思います。

木澤委員 町のほうから、こういう回答を出されてね、それに対しては、観光ボランティアの団体の皆さんはどういうふうにおっしゃっているんですかね。それで、こっちのほうに停めますというふうに理解をしてもらったら、問題ないんですけども、多分そうならないと思うんです。そのところは、観光ボランティアさんのほうから、これを回答した後の反応というん

ですか、団体としての意思というのは確認できているんですか。

町 長

意思の確認というよりも、今、小野委員がおっしゃったように、3月の時点は木村会長ですけれども、今現在、会長は替わられております。木村会長のときは受理しないと。議会と平行して受け取ると、いうことで。新しく会長になられたら、その方がこれを書いた文書を受け取られたということでございますから、町の回答書ですから。その反応はと言うたら、あくまでもそりゃただでいきたいという考えあったと、町の方は定まっておりますからですね、そういうことを考えていかなかったら、3月議会でも、法隆寺の質問があったわけです。観光ボランティアの方々の駐車料金100円どうしますかということですから。私は、この役場の東側の駐車場で努力させていただいた、ということで、何の意見も議論もなかった、そういうことで、こういう回答をさせていただいたということでございます。

木澤委員

私、基本的にはね、町外のこの陳情の中身を読ませていただくと、ボランティアガイドで来ていただいている方、半分が町外だと、いうふうに書かれていますね。聞きますと、遠い人だったら、大阪から自分で電車賃を払って、わざわざ無償でボランティアのガイドに来てくれているという方に対してね、本来だったら、町が交通費も出してお願いできませんかというくらいね、観光を充実していく、特に斑鳩町という土地柄もありますのでね、ということで町内外の人にそういう協力を求めて、そういう体制つくって、どんどん町を発展させていくという考え方を持ってもいいんじゃないかなというふうにも思っているんですけれども。ただ、町のほうがこういう回答をして、もうこれじゃだめなんですと。ガイドをするのに、やっぱり町営駐車場のほうに無料で使わせてほしいという最終的にね、そういう意思であれば、それはまたやはり、この陳情に基づいて、じゃあどうするのかということの議論になるかと思うんですけれども。一定、この方向で、ボランティア協会のガイドの皆さんと話がつくというんですか、了承してもらえるんだったら、それはその方向で改善ができるんじゃないかな

と思うんですけれども。だから、その話がわからないと、審査が、議論がちょっと先に進みにくいなのがありますので、私としては、思いは持っていますけども、町の回答に対して、観光ボランティアの皆さんの意思を確認してするということで、一旦継続にさせていただくのがいいかなというふうに思うんですけれども。

小野委員 今、木澤委員が言ったとおりだと思います。だから、今、町長からの答弁を聞かせてもらってね、この回答書というのは、そういう状態で、だから4月19日になってるしね。まあこの陳情、これは結局、前の議会が取扱いを間違ったんです。だから、私もちょっと勘違いしていたというのは、それなんです。回答が、同時に出されて、それで陳情書は、前の議会がどうするかということ疎かにしていたんです。だから最初に嫌なことも言いました。自分が議会運営委員会のメンバーでありながら、扱いを間違いました。その根本は、前の議会運営委員会、議長、議会が間違っているんですよ。その任期満了するときの陳情書の扱いとしてはね、どちらかをはっきりしとかんあかんわけです。だけど、陳情書については、何も回答しなくてもいいということになっているから、それは審議未了で、この陳情者には、一応事務局から未了ですということでしたらいいんです。そうしたら、その時点で町からこうして出てきた、これに対して、やはり今、木澤委員からおっしゃっているように、私も言うように、ここからは遠いんやと、だからあこやと言うて来られてるんやったら、また議論の仕方があるんですよ。だから、今日のこの委員会では、私も、継続という形で委員長にまとめていただければ、そのように思います。変な結論を出してしまったら、やはり、ボランティア協会の方たちにも、議会に対して不信感を持たれると思いますし、やはり、全体のバランスを考えてね、やはり今日の結論を出していくということはちょっと避けて、継続という形をお願いしたいなと、そのように思います。

木澤委員 この観光ボランティアの皆さんにガイドを要請している年間の件数を掴んでおられるかなと思うんですけれども。ちょっと過去に遡ってになりま

すが、年間の件数について確認させていただきたいと思うんですけれども。

町 長

年間だいたい3,200件ですけれども。これも観光ボランティアの方々  
は、南大門の前で、お客さんを少人数でも受けるということで、いろいろ  
ございます。このなかでも、特にお寺のほうにも苦情もありますけれども  
ね、結局、その案内は2時間ずっとしてもらわなあかんと。でもお客さん  
は、結局、ちょっと自分の行きたいところだけ行きたいということでです  
ね、つかまってしまって大変やということで、執事長のところに手紙が来  
たりですね、そういうことの苦情もたくさんあるんです。やはり、そうい  
うことも踏まえてですね、我々としても、お寺の関係と話をさせていただ  
いて、どうあるべきかということ。それと、私のほうの難しいのは、シル  
バー人材はシルバー人材で観光案内をされているんです。それは3千円で  
されているんです。3千円をもらっておられます。だから、シルバー人材  
のそこにおられる方も、観光ボランティアと両方入っている方もおられま  
す。そういうことも踏まえてですね、この問題はなかなか難しい問題だと  
私は思っています。

木澤委員

シルバーとどちらも登録しておられる方があっても、別にそれはそれで  
いいんじゃないかなと。で、無料のボランティアガイドしてもらっている  
件数3,200件というふうにお聞きしましたけど。私、ちょっと事前に  
聞かしてもらってる数字とちょっと違うんですけれども。

観光産業  
課長

申し訳ございません。過去5年間調べさせていただきました。そのなか  
で、平成18年度は3,248件、平成19年度が3,316件、平成2  
0年度が3,808件、21年度が4,240件、22年度が4,396  
件になっております。

木澤委員

年を追うごとにだんだん増えてきていると。で、お聞きをしますと、非  
常にこの観光ボランティア、無料で案内していただいて、ものすごくあり  
がたいという、評判がいいということでお礼の手紙が観光協会の事務局の

ほうに何通も来ているよということで、非常に、この観光ボランティアの皆さんの活動に対して、非常に観光客の方が喜んでいただいているという状況もねきちっと、私は考慮すべきじゃないかと思うんです。やはり町外の方が半分いらっしゃいますけれども、今は来ていただいていますけれども、この意に添わないということで来ていただけなくなったときにね、町としては100円もらって、というところ考えると非常に損失やなというふうにも思うんです。で、もうひとつちょっとお尋ねしたいのが、観光駐車場の駐車状況についてもちょっと確認をしておきたいんですけども。年間の駐車台数と満車になる状況はどれくらいの割合であるのかというのをちょっと確認しておきたいんですけども。

観光産業  
課長      まず駐車場の利用状況です。過去5年で説明させていただきます。平成18年度はバスと乗用車合わせて21,543台、19年度が23,359台、20年度が23,742台、21年度が27,677台、22年度が24,588台。それとあと、満車の関係ですが、観光シーズンのなかの台数でお答えさせていただきます、平成21年度の実績の中で一番多いのが、バスが10月で822台、22年度で10月で938台、それとあと4月から5月で平成22年度でございますがバスが1,121台、それと平成21年度768台というような数字です。

木澤委員      今、バスの台数で言っていましたけども、10月で例えば930台というと、もうその1ヶ月は丸々満車になっているという状況なのか、ちょっとそのへんがよくわからないんですけども。

町長      よく見に行かれたらわかるようにですね、観光バスというのは、修学旅行のシーズンが観光バスなんです。ただそれが予約があって何台かということであれば、ある程度空けておけます。途中で来られた場合は、結局、何台か空けるとかんといけませんから。満車であったらというよりも、結局そのバスの関係が一番難しいんです。今、門前の業者さんがバスの関係もされたからこうなっていますけども、当初は斑鳩町の町営駐車場だけしか

なかったんです。今でこそ、もう聖光堂とか、かどやとか、富の里とか、全部されていますから、バスは全部そこへ行きますから。ある程度、うちも、結局、見ていただいたらわかるように、5台、6台並んで3列に並んでいったら、これでほとんど入れないという状況なんです。だけど、それを結局、満車であるのかないのかということよりも、やっぱり安全を確保しないけませんから。やっぱり車何ぼでも入れたかて、バスをどうするかということ。バスが入ってきたら、修学旅行生が降りていくわけですから、また団体が降りていくわけですから。そこらを事故の問題をやっぱり気をつけなかったら、何も別にそこに入ったらどうやということよりも、安全を一番我々としては主にしているわけです。私は、全体的に、昼間必ず町営駐車場にだいたいほぼ行くんです。だいたい情勢を見て、職員にも聞くんです。やっぱり、そういう今、特に問題はアイドリングの問題でも、やっぱり中にはエンジンをかけて冷房やということになっていることも注意せんないかんよと。なにもその周辺から言うて来られへんよってにということではなしに、アイドリングというものは守っていかんなあかんということも、私はその現場に行ってますね、指摘をしているわけですから。だから、そういう点も含めてですね、満車であるかないかということは、これはもう駐車場を運営していくなかでは、非常に難しい問題であると思います。突発的ですから。ですから、平成21年度は結局、インフルエンザが流行って、ほとんど修学旅行とか来なかった。22年度は平城遷都1300年で、非常に大盛況ということで来られたということもございまして、いろんなことも特に2月あたりは、中宮寺の表御殿とか、あるいは伝法堂を法隆寺がやったら、10日間に10万人来てるわけですから。そのことを周知していかなかったら、そういう経営というのはなかなか難しいと私は思っていますし、木澤委員が、ただ空いているからどうかということではなしに、係りの方々は安全と安心を守って、やっぱり1日1日を充実した駐車場経営をやっておられるとっております。

委員長

他の方の意見も聴きたいと思いますので、よろしいですか。

木田委員。

木田委員 町営駐車場ばっかしにこだわってはりますけれどもね、その自体がですね、法隆寺さんに関係して利用されておるということですね、法隆寺さん自体のその駐車場というのはないんですかな、なんぼかあるんじゃないんですの。だから、そのへんのところも話ししてでっせ、そうしてこんな日に4、6台とかなんかぐらいだったら、2台か3台ぐらいそこで停めさせてもらえるようなですね、あそこも従業員何人かいてはるから、そういう点も町と協力しあいながらでなかったらでんな、そんなん町のボランティアのためにだけということなしに、ボランティアしてくれはるのは法隆寺のためにボランティアしてくれてはるねんからね。だから、そのためにも、法隆寺さんのほうにも、多分、駐車場何十台か停めるところあると思うからね。そこをちょっとでも利用させてもらえるような話をしてでんな、それでまた、こういう話をもっていったらいいのとちゃうかなと思いますんでね。今まで、そういう話をしてこられたことあるのかどうですわな。だから、いつも西の北のほうのあれ、2、3台停められるところやったら、いつでもあこ空いてますやんか、誰でも停められるようなとこ。あれは西門いうんですか、あこの前のとこやったら、いつでも空いていますやんか。あれが、法隆寺さんの駐車場の形になってんのかどうかちょっとわからへんけれども、いつもそういうところ利用でけへんのかいなというようなね。それと、なんか富の里の前のあこかて、従業員か何かの駐車場か何かになってますやろ。だから、あれかて満車にはなってないですやんか。だから、そのただ、ただとかいうのにこだわるねやったら、法隆寺さんのほうにも話ししてもろうてでんな、ほいでちょっとでも、そないして、お互いに、町と法隆寺さんとそして観光ボランティアとみんな協力しあいながら、やっぱりお客さんに来てもらおうと思ったら、そういう方法も考えてもらってええのちゃうかなと思いますねんけどもね。

町 長 木田委員おっしゃるように、基本的にボランティアですから。自分が好きで登録されておられるわけですから。観光協会が募集したら、100人やったり、いろいろな説明をし、講義をしてですね、100人登録させて



もらってる。必ずファイルにあげてですね。だから私はやっぱり、木田委員おっしゃるように、ボランティアというのは、東北、東日本震災でも、みんな無料で行ってやるんですから。だから、そういう好きであるという気持ちを持たなかったら。なにも大阪から来られる、上牧から来られる、いろいろな方々おられるけれども、やっぱり自分が法隆寺が好きだから、こういうことで来られたんですから、その基本を私は間違ったらだめだと思うんです。だからそこら法隆寺さんがどうやと言ったところで、法隆寺の執事長に言うても、「うちのうちとしての管理がございますから」と必ずおっしゃいます。そういう点については、あちらもそりゃ時と場合によったら報道関係が来るとか、いろいろな関係も、VIPの関係もありますから。そういう点のこともやっぱり踏まえてですね、そういう背景、駐車場というのはなってますからね。それは恐らく難しいと。それで私は何も、斑鳩の役場の東のところを使っていたら結構やと言うてるわけですから。何も、別に、譲れとも何も言うてないですから。そこを使われてですね、文そして化財センターを歩いていかれたら、ちょうどいいことではないかなと思っております。

委員長 吉野副委員長。

吉野委員 ずっと議論を聞いておりますと、この陳情書の取扱いについては、小野委員がおっしゃったように、言われたようにやはりその年度内に、やるべきであったと、小野さんのほうに、私も同じです。

それから、いろんな議論のすり替えがありましてですね、収益上げるのが何よりだと、それから受益者負担と役場の職員も3千円払ってるんだと。そこらへんがね、全然基本的にボランティアに対する考え方が違うんですよ。今、共生社会とか、新しい公共とか言われている時代になって、県庁でもボランティア関係の1室を設けて、ボランティアさんに説明したりしております。

そういう点から言ったら、例えば、iセンターに来てiセンターの建物を利用する人と、iセンターに待機していて観光客を案内する人とは、

全然これ、観念が違うものなんですよ。これを一緒くたにして言ってもらってはちょっと困ると思います。それから、斑鳩の里観光ボランティアさん方は、法隆寺だけでなく、斑鳩町全体を案内しているんです。ですから、例えば、法隆寺さんのお山のほうの駐車場を利用してくれというのはちょっと違うかなと、私は思います。いろんな議論のすり替えをしないでですね、ボランティアさん方は減免の免除をしてくださいと言っている。それには、小城町長が今回、観光ボランティアさんのほうに出した回答書を見たらわかりますけども、受け取ってないんだらうと私は思うんですけどね、「平素は観光ボランティア活動を通して、斑鳩町観光振興にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。」とこう書いてます。この気持ちというのはね、嘘じゃないと私は思いますよ。また、観光ボランティアの会合ごとに、理事者側さんから来られて、「人にはまねをできない善行をしてもらっている」と。「頭の下がる思いだ」と、常にそういう話をしておられるわけですよ。ですからね、100円、その観光ボランティアは斑鳩町の、私はね、観光行政の太い柱だと思うんですよ。あるいは、奈良県の観光の太い柱、観光立県、観光立町の太い柱だと思うんですよ。そこには、それなりの気持ちで遇しなかったら、やはりいけないんだらうなと思うわけですよ。恐らく、この議論、ボランティアの方々がきょうこの会場におられたらですね、なんという議論をしているんだらうと、辻褄合わないなど、こういうような釈然としない気持ちがあると思うんですよ。ですからね、もう一度ね、差し戻しというか、陳情書出してもらって、もう1回出してもらってもいいわけです。で、きちんとやらないことには、斑鳩町の観光立町の精神というかね、それそのものがおかしくなってしまうかなと、それぐらい私、危惧感をもってきょう臨みました。以上です。

委員長

10時50分まで休憩とします。

( 午前10時35分 休憩 )

( 午前10時50分 再開 )

委員長

再開いたします。

さきほど取りまとめさせていただいたときに、継続という意見がありましたので、皆さんの意見はどんなものでございましょうか。

木澤委員。

木澤委員

1点、町のほうとしても折衷案的なものを出していただいているので、観光ボランティアの皆さんに、町の回答に対する意思確認をさしてもらおうと、いうことで継続にさせていただいて、その意思確認ができた後に、再び審査をするという形にさせていただくのが望ましいかなと思うんですが。

委員長

今、意見がありましたが、ボランティアの皆さんの意見を聞かしてもらおうということで、建設水道常任委員会で継続審査ということでどうかというご意見ありましたが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

本件につきましては、委員さんの意見等をお聞きしましたなか、継続審査ということで、陳情については当委員会として継続審査とすることに異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については継続審査とするものと決しました。

嶋田議長。

議 長

さきほど、委員さんのほうから、この本件、陳情文書に関しての取扱いについて疑義を申されましたが、3月14日、すなわち3月定例会の途中を出してこられまして、そのときの定例会に付託することもできませんでしたし、陳情者に6月の定例会になるということも申し入れております。

よって、さきほどの委員さんのなんか議会が誤った取扱いをしたという発言はなかったということを申しあげておきます。以上です。

委員長

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

はじめに、(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについて議題といたします。理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

最初に平成23年度の下水道工事箇所図によりまして下水道工事進捗状況をご報告させていただきます。

まず、平成22年度から2ヶ年継続事業として取り組んでおります稲葉汚水幹線工事、図中赤色路線では、下流部から推進工事を進めており、3区間のうち最下流部1区間の推進工事を完了し、順次、上流部の推進工事を進め平成24年3月15日の工期内完成に向けて順調に進めているところであります。

次に、稲葉車瀬1・2丁目地内6工区－1工事 図中水色路線、及び龍田3丁目地内4工区－7工事 図中黄色路線につきましては、現在、入札事務を進めており明日の6月15日に入札を予定しております。

つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。2枚目をご覧くださいませでしょうか。平成22年度末(平成23年3月末)の状況といたしましては、平成22年度に221件の申請をいただき、申請総数が2,244件、利用世帯総数が2,548世帯となっております。

また、接続率につきましては61.7%でございます。

次に、平成23年度5月末現在の状況でございます。集中浄化槽を利用されている小林ハイツ自治会からの申請75件を含め一括して112件の申請を受付け、申請総数が2,356件となっております。また、利用世帯数としましては2,567世帯となっております。接続率につきましては、60.4%となっております。

今年度に入り 112 件の接続申請をいただいておりますが、平成 22 年度に実施した工事のうち年度末に整備完了した区域を本年 4 月に供用開始し、供用開始人口が増加いたしましたことから平成 22 年度末と比較し接続率が低くなっておる状況でございます。

次に、融資あっせん利用数につきましては 34 件でございます。

また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は新たに 2 件の申請をいただき。申請総数は 32 件となっております。

今後も、公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

それでは次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。

特に目に見えた進捗というのはございませんが、今後の予定でございますけれども、稲葉車瀬区間において未整備となっております白山神社付近の道路改良工事について、工事発注に向けて関係機関との協議が進められておまして、協議が整えば工事発注の準備を順次行うというふうに聞いております。

次に、三室交差点までの間の道路計画の検討状況であります。地元協議、警察協議の結果をふまえて再検討された交差点計画がまとまりましたので、6月20日に警察との協議が実施される予定であります。なお、3

月の委員会において、今日まで地元協議した計画図を委員会において報告するよう委員より申出がありましたので、既に地元協議を行って、警察との協議も進めてまいりました計画（案）について後程、簡単に説明をさせていただきます。

次に、本年度のいかるがパークウェイの予算関係であります。政権交代以降、全国的に道路予算が厳しい状況に中であって、東日本大震災によりまして地方の道路予算にも少なからず影響が出るものと聞いております。

いかるがパークウェイの当初予算は、平成22年度と同様に1,000万円と非常に厳しい予算規模であります。このことから、明日15日になりますが、町長と奈良国道事務所長との面談を予定しており、今後の事業促進や予算確保等について努力いただくよう要請していただくこととしております。また後日、近畿地方整備局道路関係部局長や奈良県土木部長とも面談を予定させていただいており、国、県、町がそれぞれ情報交換を行いながら連携を密にし予算確保と整備促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、いかるがパークウェイ推進協議会でございますが、6月27日に開催を予定しておりますので報告しておきます。

次に、法隆寺線整備事業であります。地権者と交渉を行っているところございますが、4月、5月で3回交渉に出向いており、近々、現地にお越しただいて、改めて所有地の境界についてご自身で再確認されるということになっており、今現在、日程調整を進めているところでございます。今後引き続き、ご協力いただけるよう用地交渉を進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど申しあげました「いかるがパークウェイ」三室交差点までの計画図について簡単にご説明をさせていただきます。

まず色の関係が分かりにくいと思いますので、色の関係なんですけれども、こちらのほうの肌色、この色につきましては、これはパークウェイの本線と、これは現道ということで、ご理解をいただきたいと思います。こちらの方のピンク色のところなんですけれども、この部分が歩道と、そして緑

が植栽帯、そしてこの黄色のところは側道ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それではご説明をさせていただきますが、地元へは2案を昨年8月に地元協議をさせていただいておりますね、その中での図面ということでございます。その後、警察と協議等をされてまいったところでございます。まず全体の図面といいますか、構造なんですけれども、ほとんど変わらないわけなんですけれども、三室の交差点、非常に高低差がある関係で、こちらの、ここが三室の交差点になるんですけれども、この辺りまでが高架構造ということになってまいります。これも同じような形で、ちょうど十路字の前あたりですね、ちょうどこれは公民館の道のところなんですけれども、ちょっと手前のほうで一応平面に擦りつくという形で、5%の勾配で三室の交差点へ進んでいくというような計画になってございます。

1案と2案、何が大きく違うかと申しあげますと、要は王寺方面から地域へ入っていただく入り方の関係なんですけれども、1案のほうはですね、地域の強い要望もございましてですね、信号で出入りをしたいということでですね、現在、三室交差点については4つの、4種交差と言いまして、四叉路という交差点になっておりますけれども、新たに1口の入口を開けまして、王寺方面から入ってきた車がこちらの方から入っていただくということで、紅葉ヶ丘へもこう入っていくということで、新楓町のほうではこう入っていただいて、三室のほうへはまっすぐに入っていけるということでございます。で、出るときはこちらで信号に従って出て行きたいという形で、この辺の要望がございました。一方、警察との協議ではですね、ちょうど王寺方面から来まして、右折するところ、右折レーンという部分ですねんけれども、ちょうどこの新しく口を開ける交差点、入口とですね、本線の右折が二重右折になると、というような非常に危険であるということのご指摘がありましてですね、そのあたりを地元協議後、いろいろ国のほうで改善をしていっているというところでございます。

もうひとつ警察のほうが言っておりますのが、やはり側道というのは基本的には一方通行であるということで、こちらは地域の利便性を考え、この部分で部分的に交互通行という形をとっておりますので、これも一方通

行にすべきであるというのが警察のご指摘があります。

もうひとつ、これと違うところなんですけれども、入口のやり方が違ひまして、2案のほうなんですけれども、王寺方面から入ってきた車がですね、一旦本線のほうへ入りましてですね、こちら、いわゆる高速道路なんかであるランプみたいな形でですね、下ってくるということで、下ってきまして、ここが高架構造という形になっておりますんで、ここと、さっきちょっと申しあげませんでしたけれども、ここにも下を通る通路ですね、地下通路を設けておりまして、ここから入ってきた車がこの通路を戻りまして、ここから新楓町、あるいは三室自治会のほうへ入っていけるという方法について提案をしたものでございます。今度、出て行く分につきましても、ここからこのように信号で出て行けるという形になっておりまして、警察のほうは4種交差が基本なんですけれども、どうしても口をあけることで、出るだけであればなんとか考えられるのかなというように話をされているというところでございます。

これにつきましては、警察協議前ですね、地域のいろんなお話を聞きまして、話をまとめまして、できるだけ地域の利便性の向上を図るような計画にもっていこうという形で案をつくりまして警察と協議をさせていただいたということでございます。で、もう一つ申し上げたいんですけれども、今現在マクドナルドのところからですね、紅葉ヶ丘のほうへ入れる道があると思うんですけれども、この計画ではその道がなくなってしまうというような状況、各両方同じなんですけれども、なくなってしまうという形になっております。

以上簡単ですけれども、概要説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。質疑があればお受けいたします。 吉野委員。

吉野委員 今2本のカルバートあるんですけど、この天井高とそれには人の歩く側道もあるんですかね、歩道っていうんですか、ありますか。

都市整備 高架下の下くぐるカルバートの通行の関係なんですけれども、高さ的には



課長 3 m ございます。幅につきましては 7 m ですね、片方、両方に交互に通れるような形になっていまして、7 m ということなんですけども、今、ご指摘の歩道という形でのものはございません。

委員長 木澤委員。

木澤委員 いくつかの自治会から出てきているのを纏めて案にしてはるんですね、新楓町と紅葉ヶ丘と、この図面でもって調整を図っているということですか。

都市整備  
課長 紅葉ヶ丘自治会、並びに新楓町自治会にこの図面を提案いたしまして、両自治会につきましては 1 案のほうでなんとか警察と協議をしてほしいということで、今日まで警察のほうと協議を進めているという状況でございます。

委員長 次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備  
課長 それでは、各課報告事項、都市基盤整備事業に関するもののうち、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。

まず、駅北口からの南北の町道 3 1 2 号線、我々 5 号線と呼んでおりますけれども、その整備の関係でございますが、路線東側において残っております 1 件について、用地交渉を進めるべく、権利者 2 名宅を継続して訪問しておりますが、依然として用地交渉の場についていただけていない状況でございます。本件につきましては、昨年夏に従前の権利者がお亡くなりされた後、相続整理等をなされておりましたことから、相続が完了された後、昨年 1 2 月から 2 名の相続人様に交渉を進めさせていただきようをお願いをしているところでございます。以降、頻繁にご自宅に伺っているところですが、なかなか直接権利者の方とお話ができない場合も多く交渉の場をもつことができないような状況となっております。今後も引き続き交渉の場

を設けていただけるよう対応を進めてまいります。

次に、このたびの線引きの見直しにおいて、去る5月10日に都市計画の変更の決定告示があり、駅南口の新家地区の農地、約2.4haが市街化区域に編入されております。当地区は地元からの市街化区域編入要望を受け、土地区画整理事業の手法により良好な市街地を形成することとして、市街化区域への編入が認められたものであります。現時点において、具体的な事業計画等が示されておらないことから、告示日の5月10日に地元の代表者の方に市街化区域に編入されたことを報告するとともに、当該事業の今後の進め方の確認や現状の進捗を十分に関係権利者の方々にご理解していただくためにも説明会を開催されるよう町からは要請を行いました。町も同席させていただくことを申し入れしております。その後、町に対して何点かの照会事項を文書で受けておりますので、そのことについて、町から関係者権利者の方々に説明もさせていただくことを伝え、説明会を開催いただくよう5月27日に文書でお願いし了解をされております。しかし、現在まで地元から日程等の連絡をいただけていない状況となっておりますので、引き続き説明会開催の調整をしてまいりたいと考えています。

最後になりますけれども、駅南口において建築工事が進められておりました奈良県警の駅前交番でございますが、当委員会において報告してまいりました建築敷地内で出土いたしました燃えガラの処理も適切に実施致しまして、3月末に建築工事が竣工致しましたことを報告しておきます。

以上簡単ではありますが、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長

ここで皆さんに、継続審査案件についてご相談をさせていただきたいと思っております。

ただいま、報告を受けました都市基盤整備事業に関することについては、

議会改選前の建設水道常任委員会において継続審査となっていました案件です。法隆寺駅前整備や都市計画道路は、現在進行中の事業であり、また、これからの事業について引き続き審査をしていく必要があると思いますので、今後も継続審査案件として議論をいただきたいと思っておりますが、公共下水道事業につきましては、事業もほぼ軌道に乗り、報告内容も工事進捗状況や接続申請件数など数字としては、それほど大きく変わらない状況で、これを毎回報告をしていただいております。計画区域の変更や、新たに整備区域を設定するなど重要事項は、今後も報告、相談をいただきたいと思いますが、この工事進捗状況や接続申請件数などは、毎回、報告をいただくほうがいいのかどうか、委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。ご意見がございましたらお願いいたします。 木田委員。

木田委員 他にそんな案件もえろあれへん、報告ぐらいしておいてもらったほうがいいのちやいまっか。そなん、他にそなんなんぼ進んでなかってとしてもね、やっぱり委員会としては報告しておいてもらったほうがええのとちやいまっかな。

委員長 今の委員の意見に対して、他の委員の皆さんはどんなものでございましょうか。

( な し )

委員長 そうしたら、公共下水道事業につきましては、これまでと同様に、工事進捗状況、接続申請件数など、毎回報告をしていただくことといたします。

それでは、継続審査につきましては、都市基盤整備事業に関することについて、また、先ほど陳情第3号も併せて当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思っておりますが、異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、（２）斑鳩町の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。

清水観光産業課長。

観光産業  
課長

それでは、報告事項の（２）平成２２年度の斑鳩町観光自動車駐車場及び斑鳩の里観光案内所指定管理者業務報告について報告させていただきます。資料２でございます。

１ページ目をご覧ください。まず、斑鳩町観光自動車駐車場でございますが、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理をしております。観光協会臨時職員８名によりローテーションを組み、近隣の行事等の情報を把握し、勤務体制を柔軟に変化させることにより、効率的に業務を遂行されています。なお、当駐車場で開催されました斑鳩市などのイベントに対しては、適時人員配置を行い協力体制をとってまいりました。

次に、駐車場の利用状況でございますが、２ページをご覧ください。

一番下の合計ですが、バスが４，８２６台で、前年比１０１．６％で微増しております。乗用車は１９，７６２台で、前年比８６．２％と減少しております。乗用車の減少については、奈良市内をメイン会場にして開催された平城遷都１３００年祭の影響により、観光客は、奈良市内の観光地を中心とした観光動線となり、斑鳩町へ足をのばしきれなかったのではないかと考えております。特に３月は東日本大震災の影響を受け、バス・乗用車とも減少いたしました。そして、iセンター利用台数は、１，８６９台で、前年比１１０．１％となっております。収入金額は２，５５６万６，９００円で、昨年より１６６万４，６００円減収となっております。

次に管理に係る収支でございますが、３ページをご覧ください。

収入は指定管理料収入として７，１７７，０００円。支出は賃金、消耗品等で６，６９５，２０５円で収支差額は４８１，７９５円となっております。また、町への精算として、修繕費、光熱水費等で５９０，７２９円

の返還となっております。

つづきまして、斑鳩の里観光案内所でございます。4ページをご覧くださいただけますでしょうか。観光自動車駐車場と同じく、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として運営管理を行っています。観光協会職員3名と臨時職員2名の業務員5名で、ローテーションを組み年中無休で運営を行っております。法隆寺iセンターは歴史街道推進事業の拠点施設としても位置付けられていることから、奈良県内はもちろん。平城遷都1300年祭に関係する行事等の情報や、歴史街道推進協議会とも連携をとりながら情報発進に努めてまいりました。また、斑鳩の里観光ボランティアの会、及び斑鳩アイセスの観光ボランティアと連携をとりながら、町内観光施設の案内を積極的に進めておりまして、多くの観光客の方を案内しており、好評を得ているところでございます。

次に法隆寺iセンターの利用状況でございますが、5ページをご覧ください。入場者数につきましては71,064人で、前年比95.6%と減少しております。また、多目的ホールの利用回数につきましては174回でありまして、前年比108.1%と増加しており、多くの方に利用していただいております。

次に、管理に係る収支でございますが、6ページをご覧くださいただけますでしょうか。収入では、指定管理料収入とiセンター使用料で18,051,000円でございます。支出では、人件費、備品、委託料等で17,161,834円となり、収支差額が889,166円となっております。

また、町への精算は観光自動車駐車場と同じく、修繕費、光熱水費等で、499,054円が返還となっております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町観光自動車駐車場及び斑鳩の里観光案内所指定管理業務報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。中川委員。

中川委員 前には常勤の理事が2名おられましたが、1名退職されたようにお聞きしているんですが、そのとおりですか。

町 長 3月31日をもって常勤理事は1名退職、それで今現在は浦口局長1名です。

中川委員 プライベートなことにもなるのかなと思うんですけども、その辞められた方も観光協会に一切携わっていない、関係ないんですか。完全に辞めてはるのかな。

観光産業 はい、もう携わっておられません。

課長

委員長 木澤委員。

木澤委員 2点、確認だけさせてもらいたいと思うんですけども。これまで会長を町長が兼ねていることについて委員会でもいろいろご意見言わせていただいたんですけども、今年度についても同じように町長が会長になっているのでしょうか。

町 長 こないだ4月の理事会で、皆さん方、各団体の方から出て来られて、皆さんと議論する中で、皆様方のご意見は会長に町長になってほしいというご要請でございましたから、私はあえて替われる人があったら替わってほしいというご要望もしましたけども、私の方が当選したということでございます。

木澤委員 理事会の互選でということなんで、今の段階でね、そういう状況になっているのかなと思いますが、やはり引き続きですね、町長もご自身でおっしゃってますけども、できるだけ町長でない方のほうが望ましいと思いますので、引き続き理事会においても議論していただきますように、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。

( な し )

委員長 ほかに理事者のほうから報告しておくことはございませんか。  
清水観光産業課長

観光産業 1点ございます。第31回商工まつりの開催について、ご報告させてい  
課長 ただきます。恒例となっています、斑鳩町商工まつりの開催については、  
7月23日(土)の開催に向けて、斑鳩町商工会青年部・商工まつり実行  
委員会で準備を進められているところでございます。

開催場所につきましては、昨年と同様にいかるがホール全館と斑鳩南中  
学校東側駐車場となっています。開催内容につきましては、現在商工会青  
年部で協議しておられるところですが、町内外企業のPR展及びパネル展  
示、大ホールでの各種ステージ、夜の花火大会などを計画されています。

また、今年3月11日に発生しました東日本大震災を受け、チャリテイ  
ーオークションを開催し、売上金を被災地への義援金とする予定をされて  
おります。さらに、義援金箱を設置し、来場者へ義援金の協力の呼びかけ  
を行う予定をしております。

今後、詳細が決まり次第、チラシ・ポスターを作成しまして、配布する  
予定となっています。以上、簡単ではありますが、第31回商工まつりの  
報告とさせていただきます。

委員長 小城町長。

町 長 もう1点は、観光協会が今年度から文化財等の関係で6月23日を第1  
回として、年6回斑鳩文化財セミナーを開催します。人員は40名というこ  
とで、新たな試みとしてそういう観光協会が催すということでございます。  
最初の会が6月23日でございますので、最終の本会議ですが、よろしく  
お願いいたします。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

次に、3. その他についてを議題といたします。

各委員から。中川委員。

中川委員

以前の担当課長に申しあげてましてんけど。パークウェイは明るすぎるほど明るいねんけど、法隆寺線はなんであんな暗いのかっていうご指摘を住民の方からお受けして、夜歩いていたら女性の方なんですけど、非常に法隆寺線に入ると怖い、なんか恐怖感が出てくるというようなことをお聞かせをいただいて、以前の課長に申しあげましたら、法隆寺線に合うようなデザインの物を検討したいというように、個人的にはお聞かせいただいているんですけど、その点について、今の部長、課長、どうですか。

都市建設  
部長

もともと法隆寺線につきましては、当初計画の時点で歩道照明ということは計画はいたしておりませんでした。ただ、今委員がおっしゃっていただきましたように、現在通行される歩行者の方がおられると、その中でそういった危険性といいますか、そういったご意見等もあるということでございます。以前おっしゃっていただいた後につきましては、具体的な計画としては進められていないところが実情でございまして、申し訳ございませんが、そういったことをご意見を受けまして検討を進めて考えていきたいと思っておりますので、また後日、報告させたいと思います。

中川委員

今の現状の法隆寺線に合うようなデザインのものというようなことを、当時の課長もおっしゃってましてんけど。今、太陽光、自然エネルギー、というのまだいぶ注目されている中で、メーカーは伏せといってくれはったらしいけど、こういうね、太陽光パネルを設置した街灯というのが今出てるみたいなんで、電気は使わなくていい、こういうもので検討していただ



けたら、町としてね、自治体として、そのほうがふさわしいのかなというふうに思いますので、ぜひともそういう検討をしていただいたらということをお願いしておきます。

委員長 木田委員。

木田委員 都市計画道路法隆寺線の残存物件1件についてですね、今交渉に行ってくれてはると思いますねんけど、その進捗状況いうんですか、どういうふうな話し合いになっているのかですね。

それと中宮寺のバス停のこの火災の家屋の件なんですけども、その用地交渉というんですか、それについてですね、1軒の川本さんの方からどないなってるの、これはまあ県の何やと思いますんねんけど、どないなってるのやろて、あそこの実際にかかる何やから、どうなってるのやろというようなことを聞いてほしいということ言われてますねんけども。

それとですね、私も一般質問させていただいた時に、桜池の堤の北側の側溝についてですね、なんか蓋をして何十センチか広げて通行し易いようにするというような答弁あったと思いますねんけど、それはいつ頃になるのかですね、それと岡本の循環道路の本年度はどのような計画をなされておるのか、それらについてですね、それらについて、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

都市整備課長 まず法隆寺線の取り付けのところでの交渉の状況ということでございますけれども、進捗というところでご説明をさせていただいております、今年度に入ってから3回地権者の方にお会いしてですね、協議はさせていただいておるわけなんですけども、まずは敷地をなんとかちょっと確認をしたいというお申し出がありましてですね、それでは一応確認できてからというようなお話をさせていただくというようなことで聞いておるところでございます。近々、交渉させていただきたいと思っております。

都市建設 その次にですね、中宮寺の25号の交差点のバス停のところでございます

部長

すが、この件につきましては3月に、当時土地の境界の立会等がなされました後、奈良県土木事務所、これも土木事務所の方で図面の作成を現在されております。その図面ができますと、地権者の方と調整をしていくということになってございます。

次の桜池の堤の水路の蓋の件でございます。これにつきましてはこの部分が学校の通学路ということもございます。学校との調整もさせていただいて、水利組合とも調整をした上で、最終の整理の方をしてまいりたいというふうに考えております。

次の岡本の循環道路の計画でございますが、つい先日岡本の自治会長さんと建設課の担当の方と協議をさせていただきまして、今年度の事業の進め方等につきまして協議を進めさせていただいているという状況でございます。

以上をもって報告とさせていただきます。

委員長

それでは、その他についても、これをもって終わらせていただきます。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長に一任していただきたいと思いますと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町長

委員皆さんには大変ご足労をおかけしまして、特に6月6日の本会議から付託されました議案第19号の建築協定の条例の一部を改正する条例について、あるいは、議案第20号、議案第21号につきましては、原案どおり満場一致でご同意いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

また、陳情第3号については、また継続審査ということでございますので、またこれからよろしくお願ひしたいと思います。各課報告事項につい

では、進捗状況等報告いたしましたけれども、いずれにいたしましても、相手方の関係とのこともございますので、非常に難しい点等であろうと思えますけれども、するという、我々としては努力をしながら、できるだけ解決するように努力してまいりたい。特に、中川委員がおっしゃったように、今の西村工機の1件残っている法隆寺線は、夜通りますと本当に真っ暗ですね、まさにわからないと、こんなに暗いものかということで、そないに危惧されています。今、特にご指摘あったように、LEDとか太陽光とか、そういうことも踏まえてですね、研究しながらいいものをしてまいりたいと考えています。

本日はどうも長時間ありがとうございました。

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまででした。

( 午前11時35分 閉会 )